

令和8年度都道府県単位 保険料率について

「もしも」と「いつも」に安心を。



協会けんぽ

令和8年3月18日
全国健康保険協会富山支部

(参考)令和8年度都道府県単位保険料率の令和7年度からの変化について

(単位：%)

	令和7年度 保険料率 (平均10.00%)	令和8年度 保険料率 (平均9.90%)	現在からの変化 (b)-(a)	参考：令和8年度 保険料率 (平均10.00%の場合)	現在からの変化 (c)-(a)
	(a)	(b)	(b)-(a)	(c)	(c)-(a)
全 国	10.00	9.90	▲0.10	10.00	0.00
1 北 海 道	10.31	10.28	▲0.03	10.38	+0.07
2 青 森	9.85	9.86	+0.01	9.96	+0.11
3 岩 手	9.62	9.51	▲0.11	9.61	▲0.01
4 宮 城	10.11	10.10	▲0.01	10.20	+0.09
5 秋 田	10.01	10.02	+0.01	10.12	+0.11
6 山 形	9.75	9.79	+0.04	9.89	+0.14
7 福 島	9.62	9.50	▲0.12	9.60	▲0.02
8 茨 城	9.67	9.52	▲0.15	9.62	▲0.05
9 栃 木	9.82	9.83	+0.01	9.93	+0.11
10 群 馬	9.77	9.68	▲0.09	9.78	+0.01
11 埼 玉	9.76	9.67	▲0.09	9.77	+0.01
12 千 葉	9.79	9.73	▲0.06	9.83	+0.04
13 東 京	9.91	9.85	▲0.06	9.95	+0.04
14 神 奈 川	9.92	9.96	+0.04	10.06	+0.14
15 新 潟	9.55	9.21	▲0.34	9.31	▲0.24
16 富 山	9.65	9.59	▲0.06	9.69	+0.04
17 石 川	9.88	9.70	▲0.18	9.80	▲0.08
18 福 井	9.94	9.71	▲0.23	9.81	▲0.13
19 山 梨	9.89	9.55	▲0.34	9.65	▲0.24
20 長 野	9.69	9.63	▲0.06	9.73	+0.04
21 岐 阜	9.93	9.80	▲0.13	9.90	▲0.03
22 静 岡	9.80	9.61	▲0.19	9.71	▲0.09
23 愛 知	10.03	9.93	▲0.10	10.03	0.00
24 三 重	9.99	9.77	▲0.22	9.87	▲0.12
25 滋 賀	9.97	9.88	▲0.09	9.98	+0.01
26 京 都	10.03	9.89	▲0.14	9.99	▲0.04
27 大 阪	10.24	10.13	▲0.11	10.23	▲0.01
28 兵 庫	10.16	10.12	▲0.04	10.22	+0.06
29 奈 良	10.02	9.91	▲0.11	10.01	▲0.01
30 和 歌 山	10.19	10.06	▲0.13	10.16	▲0.03
31 鳥 取	9.93	9.86	▲0.07	9.96	+0.03
32 島 根	9.94	10.08	+0.14	10.18	+0.24
33 岡 山	10.17	10.05	▲0.12	10.15	▲0.02
34 広 島	9.97	9.78	▲0.19	9.88	▲0.09
35 山 口	10.36	10.15	▲0.21	10.25	▲0.11
36 徳 島	10.47	10.24	▲0.23	10.34	▲0.13
37 香 川	10.21	10.02	▲0.19	10.12	▲0.09
38 愛 媛	10.18	9.98	▲0.20	10.08	▲0.10
39 高 知	10.13	10.05	▲0.08	10.15	+0.02
40 福 岡	10.31	10.11	▲0.20	10.21	▲0.10
41 佐 賀	10.78	10.55	▲0.23	10.65	▲0.13
42 長 崎	10.41	10.06	▲0.35	10.16	▲0.25
43 熊 本	10.12	10.08	▲0.04	10.18	+0.06
44 大 分	10.25	10.08	▲0.17	10.18	▲0.07
45 宮 崎	10.09	9.77	▲0.32	9.87	▲0.22
46 鹿 児 島	10.31	10.13	▲0.18	10.23	▲0.08
47 沖 縄	9.44	9.61	+0.17	9.71	+0.27

注「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値。

【参考】 e-gov パブリックコメント

「健康保険法施行規則の一部を改正する省令案に関するご意見の募集について」より引用

健康保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省保険局保険課

1. 改正の趣旨

- 全国健康保険協会（以下「協会」という。）の都道府県単位保険料率については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 160 条第 3 項の規定に基づき、支部被保険者を単位として、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとされている。
- また、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）第 45 条の 2 において都道府県単位保険料率の算定方法が規定されているところ、算定に用いる額を勘案する際に必要となる一部事項については、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 135 条の 7 に委任されている。
- このため、都道府県単位保険料率は、健保則に基づいて各支部の医療費の状況や賃金の伸び等様々な要素を勘案した上で、健保令に基づいて決定されるものであるところ、各支部における財政と保険料率を安定させることができるようにする必要があるため、保険料が年度ごとに増減する見込みである場合等には、協会が厚生労働大臣の承認を得た上で、準備金の積立ての予定額等について調整することができるよう所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 協会は、一の事業年度の 3 月から用いる都道府県単位保険料率について、当該一の事業年度の前事業年度の 3 月から当該一の事業年度の 2 月まで用いる 都道府県単位保険料率が、前事業年度における都道府県単位保険料率と比して上昇し又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認め、厚生労働大臣の承認を得た場合に、準備金の積立ての予定額等について調整することができる旨の規定を健保則に設ける。

3. 根拠条項

- 健保令第 45 条の 2

4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 2 月下旬（予定）
- 施行期日：公布日

令和 8 年度 都道府県単位保険料率について

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率（平均保険料率 9.9%）

	都道府県単位 保険料率	【参考】 平均保険料率 10%の場合		都道府県単位 保険料率	【参考】 平均保険料率 10%の場合
北海道	10.28%	10.38%	愛知県	9.93%	10.03%
青森県	9.86%	9.96%	三重県	9.77%	9.87%
	※9.85%		滋賀県	9.88%	9.98%
岩手県	9.51%	9.61%	京都府	9.89%	9.99%
宮城県	10.10%	10.20%	大阪府	10.13%	10.23%
秋田県	10.02%	10.12%	兵庫県	10.12%	10.22%
	※10.01%		奈良県	9.91%	10.01%
山形県	9.79%	9.89%	和歌山県	10.06%	10.16%
	※9.75%		鳥取県	9.86%	9.96%
福島県	9.50%	9.60%	島根県	10.08%	10.18%
茨城県	9.52%	9.62%		※9.94%	
栃木県	9.83%	9.93%	岡山県	10.05%	10.15%
	※9.82%		広島県	9.78%	9.88%
群馬県	9.68%	9.78%	山口県	10.15%	10.25%
埼玉県	9.67%	9.77%	徳島県	10.24%	10.34%
千葉県	9.73%	9.83%	香川県	10.02%	10.12%
東京都	9.85%	9.95%	愛媛県	9.98%	10.08%
神奈川県	9.96%	10.06%	高知県	10.05%	10.15%
	※9.92%		福岡県	10.11%	10.21%
新潟県	9.21%	9.31%	佐賀県	10.55%	10.65%
富山県	9.59%	9.69%	長崎県	10.06%	10.16%
石川県	9.70%	9.80%	熊本県	10.08%	10.18%
福井県	9.71%	9.81%	大分県	10.08%	10.18%
山梨県	9.55%	9.65%	宮崎県	9.77%	9.87%
長野県	9.63%	9.73%	鹿児島県	10.13%	10.23%
岐阜県	9.80%	9.90%	沖縄県	9.61%	9.71%
静岡県	9.61%	9.71%		※9.44%	

注「都道府県単位保険料率」欄の下段（※）が特例措置（保険料が年度ごとに増減する場合等に、その増減を複数年度で一定程度平準化できるような措置）により前年度から据置きとなる保険料率

2. 適用時期

令和 8 年 3 月分（任意継続被保険者にあつては、同年 4 月分）の保険料額から適用

令和8年度保険料率改定等に係る広報の対応について

1. 広報の目的

- 令和8年度都道府県単位保険料率と保険料率設定の仕組みを周知し、加入者・事業主の取組で保険料率が下がる仕組みであることを理解いただく。
- また、協会ではインセンティブ制度により加入者・事業主の行動変容を促しているが、制度の認知度が低い、制度が複雑という課題を有していることからインセンティブ制度についても改めて周知する。

2. 本部における対応

- Webによる広報
特設ページを開設し、Web広告を配信するとともに、けんぽアプリを通じて特設ページを案内する。
- 納入告知書による周知
保険料額表及び子ども・子育て支援金に関するリーフレット（こども家庭庁作成）を2月発送分の納入告知書に同封し、事業所へ送付する。

3. 支部における対応

- 関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、日本年金機構等）を通じた広報
関係団体が発行する会報誌への掲載や窓口へのポスターの掲示等を通じて、自支部の都道府県単位保険料率の周知や特設ページの案内を行う。
- 納入告知書・LINE公式アカウント・メールマガジンによる周知
3月発送分の納入告知書やLINE公式アカウント、メールマガジンを通じて、自支部の都道府県単位保険料率の周知や特設ページの案内を行う。
- 新聞広告
北日本新聞、読賣新聞への広告により、自支部の都道府県単位保険料率の周知や特設ページの案内を行う。

令和8年度保険料率、インセンティブ結果広報に係るスケジュール

広報媒体	広報内容	令和8年2月	3月	4月～
Web広報	保険料率 インセンティブ	料率認可	Web特設ページ公開 Web広告 けんぽアプリ	
納入告知書同封チラシ送付	保険料率 インセンティブ	2/20送付	3/20送付	
健康保険委員季刊誌送付	保険料率 インセンティブ		3/31送付	
関係団体を通じた広報 (リーフレット、ポスター、 会報誌)	保険料率		3月関係団体訪問 会報誌等への掲載	
LINE公式アカウント・メールマガジン	保険料率 インセンティブ		メルマガ2/25、LINE公式アカウント2/26	
新聞広告	保険料率 インセンティブ		3月下旬 掲載	
生活習慣病予防健診案内 リーフレット	インセンティブ		3/18送付	

■ : 本部実施 □ : 支部実施

納入告知書同封チラシによるインセンティブ広報

令和7年3月号

職場内で回覧してください

協会けんぽとやま

2025年 3月号

健康保険組合等にご加入の事業所様はご参考までにご覧ください

令和7年度の保険料率が決定しました

令和7年3月分（4月納付分）から**変更**となります

富山支部 健康保険料率	9.62% → 9.65%	介護保険料率 (全国一律)	1.60% → 1.59%
----------------	----------------------	------------------	----------------------

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

健康保険料率に影響する「インセンティブ制度」をご存じですか？

協会けんぽでは、加入者及び事業主の皆様の特健診・特定保健指導の実施率、ジェネリック医薬品の使用割合などの5つの評価指標の取組結果に応じてインセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている健康保険料率に反映させる「インセンティブ制度」を導入しています。

インセンティブ（報奨金）は、協会けんぽ47都道府県支部のうち上位15支部に付与され、令和5年度の結果は令和7年度の健康保険料率に反映されます。

富山支部 全国 第9位
(令和4年度 第12位)

富山支部の令和7年度健康保険料率への影響
本来の見込み **9.68% → 9.65%**
インセンティブ付与により **約0.03%引下げ**

事業主様へのお願い
従業員の皆様が健康で働き続けるためにも、健康保持・増進を個人の意思や努力だけに任せず、事業所全体で健康づくりに取り組める環境を整えるなど、引き続きご協力をお願いします。

インセンティブ制度の詳細はこちら 

●お問い合わせは 企画総務グループ TEL:076-431-6155 音声ガイダンス④まで



令和8年3月号

職場内で回覧してください

協会けんぽとやま

2026年 3月号

健康保険組合等にご加入の事業所様はご参考までにご覧ください

インセンティブ制度をご存じですか？ 皆さまの健康への取り組みが、保険料率の引下げにつながります！

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの「健康保険料率」に反映させるものです。令和8年度の都道府県単位保険料率については、令和6年度の以下の取り組みが反映する仕組みです。

協会けんぽ インセンティブ 

5つの指標と富山支部令和6年度の実績

富山支部の実績は	総合 18位 /47支部	令和5年度 第9位
----------	---------------------	------------------

上位15支部に入ることができれば、インセンティブ（報奨金）が付与され、健康保険料率が減算されます。令和8年度健康保険料率はインセンティブ（報奨金）付与の対象となりませんでした。（参考：今回1位の新潟支部は0.21%減算）

評価指標	順位 (1位が最良)	取組んでいただきたいこと
特定健診等の実施率	3位 (5位)	協会けんぽの健診をご利用ください。定期健診を受診されている方は、結果データをご提供ください。
特定保健指導の実施率	36位 (11位)	健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、「特定保健指導」をご活用ください。健診当日に実施することも可能です（一部の健診機関のみ）。
特定保健指導の対象者の減少率	31位 (39位)	特定保健指導の対象者とならないよう、日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう。特定保健指導を受けた方は、プログラムを最後まで取り組むとともに、治療が必要とされた方は、医療機関を受診してください。
要治療者の医療機関受診率	9位 (6位)	健診の結果、「要治療」「要精密検査」の判定が出たら、早期に医療機関を受診しましょう。
ジェネリック医薬品の使用割合	25位 (15位)	お薬の処方時には、積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。

事業主様へのお願い 従業員の皆さまに、保険料率の仕組みや健康づくりについてご理解いただけるよう、積極的なお声がけをお願いいたします。

●お問い合わせは 企画総務グループ TEL:076-431-6155 音声案内④まで